

○瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 4 1 年 6 月 3 0 日

条例第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 の規定に基づき、瑞穂町非常勤特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）に対し支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(平成 2 0 条例 2 6 ・一部改正)

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 日額による報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を支給する。

3 年額による報酬は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までを計算期間として支給し、その期間の中途において任命され、又は離職し、若しくは死亡したときには、その日の属する月から起算し、又はその日の属する月までを、月額をもって計算した額を支給する。

(昭和 4 4 条例 1 0 ・平成 1 9 条例 1 ・一部改正)

(費用弁償)

第 3 条 特別職の職員が、職務のため旅行したときは、その旅行に対しそれぞれ費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第 2 のとおりとする。

(昭和 4 4 条例 1 0 ・一部改正)

(支給方法)

第 4 条 報酬及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

(委任)

第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

(平成 1 9 条例 1 ・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年6月1日から適用する。

別表第1(第2条関係)

職名	報酬額
図書館協議会会長	日額 9,000円
同 委員	日額 8,000円

別表第2(第3条関係)

(平成5条例3・全改、平成19条例1・一部改正)

鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	日当 (1日につ き)	宿泊料 (1夜につ き)	食卓料 (1夜につ き)
実費	実費	実費	実費	1,800円	15,000 円	1,800円